

「国保の広域化」に反対する意見書

厚生労働省は12月8日、後期高齢者医療制度に代わる「新制度」を議論する高齢者医療制度改革会議に対し、最終案を示した。75歳未満が入る国民健康保険(国保)については、現行の市町村単位から都道府県単位に「広域化」し、その時期を2018年度と明記したうえで、全国一律に移行する方針を掲げた。

「国保の広域化」は、現在行なわれている市町村の一般財源投入をできなくし、市町村ごとにばらばらだった保険料(税)を均等化することで、歯止めのない国保税の上昇をまねくものである。

また「広域国保」の運営主体を都道府県とすることは、住民、被保険者の声や地元の意向が反映されなくなり、市町村単独の事業が廃止され、国保料(税)の徴収に特化するおそれがある。さらに都道府県による「医療費適正化(抑制)」の実績が、都道府県ごとの保険料(税)率に直接「連動」することになり、保険料(税)引き上げ回避の名目で医療費削減(サービス低下)に拍車のかかることも予想される。

11月18日付け毎日新聞では、47都道府県に「国保の広域化」についてアンケートで賛否を聞いたところ、6割を超す29都道県が「反対」と答えたと報じている。また賛否を問わず、国に医療財源確保を求める意見が30都道府県から寄せられ、「広域化で構造的課題は解決しない」(兵庫)などのように、広域化を根本から否定する意見も6都県から出されたとある。

国保は、社会保障の一環として、全ての国民が貧富の格差なく安心して医療を受けられることを公的に保障し、国民皆保険制度の根幹をなすものである。

よって町田市議会は、国の責任として、半分に削られた国庫負担金を元に戻すとともに、住民の福祉増進を目的として運営している市町村国保制度を支援し、「国保の広域化」は行わないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。